

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成23年6月17日

県南広域振興局長 田村均次

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア マックスバリュ東北株式会社

イ 株式会社サンデー

ウ ロック開発株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ロックタウン北上 北上市里分4地割17番2ほか

(3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(4) 変更する年月日 平成23年6月1日

(5) 変更の理由 来客の利便性向上及びより一層のサービス拡充のため

2 届出年月日 平成23年5月30日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所